

広島県選挙管理委員会告示第十九号

令和二年四月十二日執行予定の広島県議会議員安芸高田市選挙区補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第三項に規定する選挙時登録の基準日を、次のとおり定める。

令和二年三月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

選挙時登録の基準日 令和二年四月二日